

事業コード		政策コード		政策名	被害者支援の推進
事業名	犯罪被害者支援事業	施策コード		施策名	被害者の視点に立った警察活動の推進
部名	警察本部	目標コード		目標名	
課名	警務課	係名	警務課	担当課長名	岡井 浩一
				担当者名	深澤 宏

<p>評価対象事業の内容</p> <p>1-1. 事業実施の背景(施策目的達成のための必要性)</p> <p>本県では、平成25年に「秋田県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るとともに、同条例に基づき、第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画(平成28年度から5か年計画)を策定し、各種施策の実施を図っているところである。</p> <p>警察は、犯罪被害者直後から犯罪被害者等と接する最も身近な機関として、犯罪被害者等のための各種施策の着実な推進はもとより、社会全体で犯罪被害者等を支え、犯罪の起さくにくい社会づくりに向けて、地域の犯罪情勢に即した諸活動を戦略的に展開するなど、積極的な役割を果たすことが求められている。</p>		<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>「秋田県犯罪被害者等支援条例」及び「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に基づく各種施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するとともに、関係機関・団体との連携による社会的支援体制の構築を図る。また、県民一人一人が犯罪被害者等の事情や犯罪被害者支援の重要性等への理解を深め、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、地域社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成する。</p>
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の問題点</p> <p>本県では、平成25年に「秋田県犯罪被害者等支援条例」を制定し、「犯罪被害者を考える日」を定めるなど、犯罪被害者等の支援に対する理解の促進に努めている。県警察としては、県と連携し、「犯罪被害者を考える日」街頭キャンペーンや犯罪被害者週間「県民のつどい」を開催し、県民に「犯罪被害者支援の周知を図っている。また、あきた性暴力被害者サポートセンターの開設や、県内全市町村に犯罪被害者に対する見舞金支給条例が制定されるなど、地域における社会的支援基盤が整備されてきたところである。</p> <p>しかし、多くの県民は、犯罪被害者等の当事者意識に乏しく、犯罪被害者等の置かれた立場や犯罪被害者支援に対する理解が十分に進んでいるとは言えない状況にあり、「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に基づく効果的な広報啓発活動を引き続き推進する必要がある。</p>		<p>4. 重点施策推進方針との関係</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 重点推進事項 <input type="checkbox"/> その他の事業</p> <p>5. 目的達成のための方法</p> <p>①事業の実施主体 秋田県警察本部                  ②事業の対象者・団体 県民、(公社)秋田被害者支援センター                  ③達成のための手段</p> <p>警察 …………… 知事部局、教育庁、市町村等と連携した被害者支援活動の推進                  関係機関 …………… 警察との連携による専門的支援の推進                  支援センター …… 犯罪被害者等の要望に添ったきめ細かい支援活動の推進</p>
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>①ニーズを把握した対象 <input checked="" type="checkbox"/> 受益者 <input checked="" type="checkbox"/> 一般県民 (時期: 元年 11 月)</p> <p>②ニーズの把握の方法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> アンケート調査 <input checked="" type="checkbox"/> 各種委員会及び審議会 <input type="checkbox"/> アーリング <input type="checkbox"/> インターネット</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他の手法 具体的に 支援を通じた犯罪被害者等の要望</p> <p>③ニーズの具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等の精神的、経済的負担の軽減</li> <li>・犯罪被害者支援に関する県民の理解・浸透を図るための広報啓発活動</li> <li>・刑事手続や行政機関等が行う支援制度等に関する情報提供</li> </ul>		<p>6. 前回評価結果等 <input checked="" type="checkbox"/> 実施又は継続 <input checked="" type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 再検討又は縮小・休止</p> <p>①指摘事項 犯罪被害者等のニーズに的確に応じた支援を推進し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者支援に関する県民の理解・浸透を図るため広報啓発活動等を積極的に実施し、地域社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ると、犯罪被害者支援施策の着実な推進が認められる。</p> <p>②指摘事項への対応 継続して、犯罪被害者支援に関する活動を広く周知するために必要な予算の獲得に努める。</p>

7. 事業の全体計画及び財源		左の説明					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	全体(最終)計画
事業内訳コード	事業項目	各種公費負担制度等の直轄の支援に要する経費、「命の大切さ学習教室」「犯罪被害者支援大学生ボランティア」等の広報啓発活動に要する経費、民間団体との連携に要する経費等											
	犯罪被害者支援に要する経費						5,700	5,669	5,814	5,544	5,322	5,288	
	予算額(千円)						5,700	5,669	5,814	5,544	5,322	5,288	
財源	補助金						1,881	2,054	2,092	1,984	2,005	2,279	
内	債												
で	の												
の	財												
一	源						3,819	3,615	3,722	3,560	3,317	3,009	

8. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み								所管所属員による評価				
指標 I	指標名	警察本部臨床心理士によるカウンセリング等実施状況						視覚の課題に照らした妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	平成25年4月、秋田県犯罪被害者等支援条例が施行され、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することとされた。 県警察としては、平成28年度を初年度とする第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画(以下「基本計画」と呼ぶ)を策定することの無い「支援」を宣言に推進する必要がある。	<input checked="" type="checkbox"/>		
	指標の種類	結果指標	業績指標									
	指標式	カウンセリング等の要望に対し、全て実施する。										
	①年度別の目標値(見込まれる効果)											
	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	最終年度	具体的なニーズに照らした妥当性 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画は、秋田県犯罪被害者等支援推進会議における第2次秋田県犯罪被害者等支援基本計画の推進状況等を踏まえた意見や要望、また、パブリックコメントに寄せられた県民や犯罪被害者等の意見を反映して策定されていることから、同基本計画を踏まえ、各種施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。	<input type="checkbox"/>
目標a	250	477	522	373	345	267	204					
実績b	493	477	522	373	345	267	204					
b/a	197.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!				
	東北									法者・条例上の要請等 <input checked="" type="checkbox"/> A	犯罪被害者等基本法、秋田県犯罪被害者等支援条例に基づき、第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画を策定し、必要な必要事項で通知文を添付し受け入れられた社会と、県民理解による尊重と配慮がなされる安全安心な社会を目指すなど、総合的な支援体制の充実に努められている。	<input type="checkbox"/>
	全国											
②データ等の出典	カウンセリング等実施回数 実績値は暦年(1月～12月)の数											
③把握する時期	当該年度中 月 年度 月 翌々年度 月											
指標 II	指標名	警察署等の被害者支援員運用状況						事業目的の達成状況 <input checked="" type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c	評価の対象 <input checked="" type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外	<input checked="" type="checkbox"/>		
	指標の種類	結果指標	業績指標									
	指標式	被害者等の要望に対し、全て実施する。										
	①年度別の目標値(見込まれる効果)											
	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	最終年度	【理由】 カウンセリングや被害者支援員による支援の要望には全て対応したほか、公費負担各種等に適切に活用するなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。さらに、県及び(公社)秋田県犯罪被害者支援センターの取組による犯罪被害者理解「県民のつどい」や「命のメッセージ」、犯罪被害者理解による「命の大切と学習教室」、「犯罪被害者いのちのハルル」、大学生ボランティアによる「犯罪被害者等支援活動等を通じ、犯罪被害者等の現状や心情に対する県民の理解を深めるなど、効果的な支援活動を行った。	<input type="checkbox"/>	
目標a	640	537	351	316	279	331	272					
実績b	640	537	351	316	279	331	272					
b/a	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!				
	東北									<input type="checkbox"/>	【理由】 精神的・経済的負担の軽減を図る観点から設定されているところ、対象となる犯罪被害者等に適切に制度を教示の上、効果的な支援活動を実施した。また、犯罪被害者理解による「命の大切と学習教室」(小・中学生及び高齢者等対象)において開催した。同教室では、「犯罪被害者等の手紙」を配布し、事前学習の実施を依頼するなどに、数日前から「犯罪被害者」の「いのちのハルル」を校内に展示したほか、聴講した児童・生徒から講師(遺族)に宛てた手紙を書いてもらうなど、同教室の効果的な実施を図った。	<input type="checkbox"/>
	全国											
②データ等の出典	被害者支援員運用状況 実績値は暦年(1月～12月)の数											
③把握する時期	当該年度中 月 年度 月 翌々年度 月											
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 ①指標を設定することが出来ない理由 <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>								事業の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> (妥当性が高い) <input type="checkbox"/> (概ね妥当である) <input type="checkbox"/> (妥当性が低い)	<input type="checkbox"/>			
②具体的な把握方法 <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>												
③把握した効果 <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>												
④データ等の出典 <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>												
⑤把握する時期 <input type="checkbox"/> 当該年度中 月 <input type="checkbox"/> 翌年度 月 <input type="checkbox"/> 翌々年度 月								対応方針 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持で継続 <input type="checkbox"/> 見直しで継続 <input type="checkbox"/> 見直し	<input type="checkbox"/>			
犯罪被害者支援事業は、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減や、地域社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る有用かつ効果的な事業であり、継続して推進していく必要がある。												
評価結果の当該事業への反映状況(対応方針)												
政策評価委員会意見(諮問する事業についての記載)												